

報告第 1 1 号

放棄した債権の報告について

南房総市債権管理条例（平成 2 9 年南房総市条例第 2 号）第 1 5 条の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、第 1 6 条の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

南房総市長 石 井 裕

記

債権放棄調書

1 一般会計

債権の名称等	放棄の金額 (円)	人数 (人)	件数 (期数)	放棄の事由等
三芳新規就農支援施設使用料 (非強制徴収公債権)	8 5, 4 2 4	1	1	1 事由：破産等 2 放棄年月日 令和 7 年 3 月 7 日
強制執行費収入金（非強制徴収公債権）	4, 1 6 6, 2 1 1	1	1	1 事由：相続放棄 2 放棄年月日 令和 7 年 3 月 3 1 日